

令和8年度東条川二期農業水利事業
嬉野分水工整備工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考												
第1章 総則	令和8年度 東条川二期農業水利事業 嬉野分水土工整備工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。													
第2章 工事内容														
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、安政池・嬉野分水土工の整備を行うものである。													
2. 工事場所	兵庫県加東市松沢地内													
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 （1）2号幹線水路 安政池・嬉野分水土工 1）改築工 1式（埋戻・盛土工・安全施設工・舗装工） 2）仮設工 1式													
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。													
第3章 施工条件														
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。													
第4章 現場条件														
1. 土質及び地質	本工事の施工場所の地質は、砂質土を想定している。													
2. 第三者に対する措置														
（1）騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。構造物の取壊しは、低騒音・低振動の機種を使用するものとし、振動騒音対策として次の施工を行うものとする。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。													
（2）保安対策	1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>安政池・嬉野分水土工ヤード入口</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材等搬入搬出時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	安政池・嬉野分水土工ヤード入口	1人/日	1名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考									
安政池・嬉野分水土工ヤード入口	1人/日	1名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時									
（3）現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。													
（4）交通対策	1）工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう													

項 目	内 容	備考								
	工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。									
(5) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。									
(6) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意するとともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。									
	なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。									
(7) 営農対策	工事の施工にあたり、隣接農地における営農及び営農車両の通行に配慮しなければならない。									
(8) 上水対策	2号幹線水路では上水及びかんがい用水のために常時通水しており、水路内の利用に配慮しなければならない。なお、本工事の施工期間中は、安政池からの揚水により対応するものとする。									
(9) 関連する工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。									
	<table><tr><th>工事名</th><th>工期</th><th>調整事項</th></tr><tr><td>東条川二期農業水利事業</td><td>令和8年4月1日～</td><td rowspan="2">施工ヤード、工程調整</td></tr><tr><td>嬉野除塵設備他付帯工事</td><td>令和8年5月30日</td></tr></table>	工事名	工期	調整事項	東条川二期農業水利事業	令和8年4月1日～	施工ヤード、工程調整	嬉野除塵設備他付帯工事	令和8年5月30日	
工事名	工期	調整事項								
東条川二期農業水利事業	令和8年4月1日～	施工ヤード、工程調整								
嬉野除塵設備他付帯工事	令和8年5月30日									
第5章 指定仮設										
1. 資材仮置場等	1) 資材仮置場の撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。 2) 工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。 3) 工事用地、工事用道路等について、工事期間中の補修、維持管理は受注者の責任において実施しなければならない。									
2. 用水供給対応	1) 本工事施工期間中、加東市上水の原水を安政池から県営嬉野線水路へ、小野市上水の原水を安政池から3号幹線水路へ揚水するものとする。 安政池：兵庫県加東市松沢 2) 用水供給期間は、令和8年4月1日～令和8年4月15日までを予定しているが、安政池の貯水状況、関連工事等の進捗状況により変更する場合がある。 3) 現場条件 ①用水補給に使用する電気設備は、特別仕様書第8章による。 ②受注者は、本工事の実施にあたって、上水供給事業者である加東市浄水場、小野市船木浄水場など関係機関との調整行為が発生した場合、監督職員と協議するものとする。 ③用水供給に伴う設備は設計図面の配置を想定している。									

項 目	内 容	備考																					
	4) 本工事で実施する用水送水量は、県営嬉野線、3号幹線共に0.1m3/s 程度を想定したポンプを設置しているが、水量の調整方法、管理方法については、以下のとおり実施することを想定している。 ①ため池の貯水状況等により、監督職員から指示を受けてポンプの運転管理を行うこととする。 ②ポンプの運転、停止指示は、平日の8:30～17:15 に実施を指示する予定であり、概ね1 時間以内に対応できる体制とする。なお、用水供給対応期間中は運転管理を2回/日（朝・夕） 行うものとする。 ③配水設備の配管等は善良な管理の元、使用するものとし、設備に異常等が発見された場合は監督職員に報告するものとする。 ④故障等によりポンプが停止した場合、2日以内に代替ポンプを手配し復旧するものとする。 なお、代替ポンプは支給するキャブタイヤケーブルにより、加工を行っておくこと。																						
3. 排水工（湧水処理）	工事現場内における湧水処理は想定していないが、必要な場合は監督職員と協議するものとする。																						
第6章 工事用地等																							
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地」という。)は図面のとおりである。																						
2. 工事用地等の使用及び返還	発注者が確保を予定している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督員立会いのうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。 また、工事完了後土地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者、受注者及び関係地権者立会いのもとに承諾を得たうえ返還するものとする。																						
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																						
第7章 支給材料																							
1. 引渡方法等	支給品撤去後の引渡し場所は、安政池（兵庫県加東市松沢）地内及び東条川二期農業水利事業所とし、引渡し時期は監督職員と打合せの上、決定する。 施工箇所から引き渡し場所までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。 支給品撤去後は、引き渡し場所に運搬し、監督職員の立ち合いを受けるものとする。																						
第8章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。																						
第9章 工事用材料																							
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 砕石材等 クラッシュラン(C-40) JIS A 5001、再生クラッシュラン (RC-40) 2) コンクリート コンクリートはJIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメン ト比 W/C(%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25(20)</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>防草コンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>8</td><td>25(20)</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>水路側壁復旧</td></tr></table> ※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25(20)	65 以下	BB	防草コンクリート	鉄筋コンクリート	21	8	25(20)	60 以下	BB	水路側壁復旧	
種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																	
無筋コンクリート	18	8	25(20)	65 以下	BB	防草コンクリート																	
鉄筋コンクリート	21	8	25(20)	60 以下	BB	水路側壁復旧																	

項 目	内 容	備考																						
(3) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																							
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度7スコン(13)</td><td>使用箇所：舗装復旧</td></tr><tr><td>再生クラッシャーラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：舗装復旧</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度7スコン(13)	使用箇所：舗装復旧	再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：舗装復旧														
資 材 名	規 格	備 考																						
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度7スコン(13)	使用箇所：舗装復旧																						
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：舗装復旧																						
3. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>(株)環境保全センター</td><td>神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	廃プラスチック類	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設													
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																				
廃プラスチック類	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																				
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="7">工 程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工 程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用	
工 程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用																					
5. 準備工	1) 本工事の施工に先立ち、施工区間の草刈り等実施しなければならない。 2) 耕地面、路面及び既設構造物で、原形復旧を要するものは、従前と事後の形状・延長・標高等の原形復旧に要する事項を測定し、監督職員に報告するものとする。																							
6. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。掘削土等が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。																							
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土材料は、最大粒径 40mm 以下の良質土を使用するものとし、腐植土及び草木等を含む表土を使用してはならない。掘削土は、盛土及び埋戻しに流用するものとするが、掘削土が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。なお、流用土として利用する土砂は現地盤と混じらないように仮置きするものとする。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が 30cm 以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。																							
7. 地盤改良基礎工	1) 改良材投入量は、着工前に現地土による室内配合試験を行い監督職員の承諾を得るものとする。なお、設計時の強度及び添加量は以下の配合を想定しているが、試験結果により、添加量の変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。																							

項 目	内 容				備考
	施工範囲	室内目標強度	添加量	固化材種類	
	ふとん籠工基礎部①⑤⑥	300 KN/m ²	50 kg/m ³	セメント系/一般軟弱土用	
	ふとん籠工基礎部②⑦	240 KN/m ²	50 kg/m ³	同上	
	ふとん籠工基礎部③④	180 KN/m ²	50 kg/m ³	同上	
8. 路盤工	2) 改良材の混合は、バックホウ又はこれと同等の混合能力をもつ機種により、所定の深さまで改良土が均一になるまで入念に行うものとする。 改良の確認は、混合深さ、混合状況の良否について行うものとし、混合にむらが生じている場合は再度混合を行い均一化を図るものとする。				
9. 原型復旧工	路盤は、路盤材を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理 2. 土質関係の道路工 (2) 下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。				
第 11 章 施工管理	設計図書に明示されていない既設構造物が発見された場合は、撤去する前に監督職員と協議を行うものとする。なお、必要に応じて撤去復旧を追加する場合がある。				
1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。(一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者)				
2. 施工管理					
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。				
(2) 施工管理の追加項目	施工管理に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。				
	1) 地盤改良工				
	①出来形・品質管理				
	工種	測定項目	規格値	測定基準	
	地盤改良	改良深さ、幅	設計値以上	200m ² に 1 回測定、 200m ² 未満は 2 回測定	
	②撮影記録による出来形管理				
	工種	測定箇所	撮影基準	備考	
	地盤改良	改良深さ、幅	200m ² に 1 回測定、 200m ² 未満は 2 回測定		
	③品質管理				
	工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
	地盤改良	圧縮強度(材齢 28 日)	圧縮強度試験	設計基準強度以上	
3. 六価クロム溶出試験	本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。				

項 目	内 容	備考
第12章 条件変更 の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質、地質 2) 転石の出現 3) 湧水の出現 4) 予想し得なかった騒音規制、交通規制 5) 第三者による事業の妨害等の発生 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項	
第13章 公共事業 関係調査に関する協 力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。	
第14章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1) 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副2部	
2. 建設副産物情 報交換システム の利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 週休2日によ る施工	1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上上の現場閉所を行なったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行なったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。	

項 目	内 容	備考												
4. 1日未満で完了する作業の積算	⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。													
	4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。													
	5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。													
	① 補正係数													
	<table><tr><th></th><th>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th><th>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table>		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)											
	労務費	1.02	1.02											
	共通仮設費（率分）	1.05	1.04											
	現場管理費（率分）	1.06	1.05											
	② 補正方法													
当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。														
また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。														
6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。														
<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>月単位</th><th>週単位</th></tr><tr><td>防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table>	名称	区分	補正係数		月単位	週単位	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02				
名称			区分	補正係数										
	月単位	週単位												
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02											
第15章 定めなき事項	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。													
	本項目に関する積算基準は、URL： https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。													
	2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。													
	3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。													
	4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。													
	5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。													
	この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。													